

さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の活性化を目的とする事業を行う商店会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店会」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又は市長が適当と認める団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次に掲げるいずれかのものとする。

(1) 商店会

(2) 2つ以上の商店会が第4条各号の事業を実施するために連携した組織

2 次に掲げるものは、さいたま市商店街活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができない。

(1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第1項に定める団体が行う事業とし、市長は、次に掲げる商店街の活性化を目的とする事業に対し補助金を交付するものとする。

(1) 特色性創出事業（街路灯装飾事業・緑化事業等、地域における特色ある取組で、にぎわいを創出する事業。）

(2) 販売促進事業

(3) 地域活動連携事業（地域の住民や団体と連携したコミュニティ機能の高い事業。）

(4) その他、市長が認める商店街の活性化を目的とする事業

(補助金の額等)

第5条 補助金の限度額は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる者が実施する事業である場合、一事業あたり、100万円までとする。ただし、一商店会が複数回事業を実施する場合、合計100万円までとする。

(2) 第3条第1項第2号に掲げる者が実施する事業である場合、一事業あたり、組織に属する商店会の数に100万円を乗じた金額までとする。ただし、一

商店会が複数回事業を実施する場合は、組織内の実際の経費負担にかかわらず、当該補助金額を組織に属する商店会数で除して1,000円未満を切り上げた額を一商店会の補助金額とみなし、合計100万円までとする。なお、この合計金額は前号とは別に算出する。

- 2 補助率は、補助の対象者に応じて次のように定める。
 - (1) 補助の対象者が第3条第1項第1号に掲げる者である場合、補助対象経費の総額の4分の1以内とする。ただし、市長が別に定める要件を満たす場合で、補助対象経費が100万円以下のときは補助対象経費の総額の3分の1以内とし、補助対象経費が100万円を超えるときは補助対象経費の総額の4分の1以内で補助調整額8万3千円を加算する。
 - (2) 補助の対象者が第3条第1項第2号に掲げる者である場合、補助対象経費の総額の3分の1以内とする。ただし、5つ以上の商店会が連携して行う事業については、補助率は、補助対象経費の総額の2分の1以内とする。
- 3 前2項の規定により補助金を算出する場合において、算出後の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 補助事業について、国、地方公共団体、さいたま商工会議所等から補助を受ける場合は、当該補助を受ける額に相当する額を当該補助事業の補助対象経費から控除するものとする。
- 5 商店会が複数の事業を行う場合における補助金の算出は、当該複数の事業における補助対象経費の合計額を一の事業における補助対象経費とみなして、第1項に定める補助金の限度額及び第2項に定める補助率等を適用するものとする。
(補助対象経費等)

第6条 第4条に定める事業にかかる補助対象経費は、別表のとおりとする。
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業を実施する者、実施時期及び実施内容等が重複する事業は、同年度内に複数回申請することはできない。

- 2 第1項に規定する交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。
- 3 第1項の規定により交付申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、当該交付申請の

内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助の可否について決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定するに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、減額して交付申請がなされたものについては、当該交付申請の内容を審査し、適当と認められるときは、当該交付申請額で決定するものとする。
- 4 市長は、前条第3項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金額の確定において当該補助金額を減額することとし、その旨の条件を付して交付決定するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、第3条第2項各号に該当した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 6 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（変更等承認）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分、補助金交付申請額を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくさいたま市商店街活性化推進事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号。以下「変更等承認申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出し、当該変更、中止又は廃止の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により変更等承認申請書が提出された場合において、当該変更承認申請の内容を審査し、適当と認められるときは、さいたま市商店街活性化推進事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況等について、当該要求に係る事項を、市長が指定する日までに書面で報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかにさいたま市商店街活性化推進事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により実績報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して

報告しなければならない。

(交付確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、当該実績報告の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第2項の規定による承認をしたときは、当該承認された内容。）及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められるときは、交付すべき補助金額を確定し、さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「交付確定通知書」という）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第15条 補助事業者は、第11条の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、さいたま市商店街活性化推進事業消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第8号）に必要な書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(重複補助の禁止)

第16条 市長は、補助金の交付を受けようとする者が、補助事業について市が実施する他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助金の交付は行わない。

(新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業継続・経営回復を目的とした事業の特例)

第17条 補助事業のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業継続・経営回復を目的とした事業（以下「特例対象事業」という。）への補助率は、第5条第2項の規定にかかわらず、補助対象経費の総額の3分の2以内とする。

2 前項の規定により補助金を算出する場合において、算出後の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

(精算額による交付申請)

第18条 特例対象事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に対し早急に対応する必要があり、第7条2項に規定する提出期限までに交付申請が困難であったと市長が認める場合に限り、事業の実績に基づき精算額による交付申請を可能とする。

2 前項の規定により交付申請を行う際に添付する必要書類については、市長が別に定める。

3 第1項の規定により精算額で交付申請を行った補助事業については、規則第14条第2項の規定により、第11条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

4 第1項の規定により精算額で交付申請を行った補助事業については、第8条第2項で規定するさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）をもって補助金額の確定とみなす。

（その他）

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前日までに、さいたま市商店街支援事業補助金交付要綱又は埼玉県の商店街活力再生推進事業補助金交付要綱により補助を受けた事業に係る市長又は埼玉県知事への報告、承認等を要する事項は、同要綱の規定による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 さいたま市商店街コミュニティ・サポート事業補助金交付要綱は、廃止する。

3 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による廃止前のさいたま市商店街コミュニティ・サポート事業補助金交付要綱第4条の規定により事業計画の認定を受けた事業に対する補助については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前のさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により事業計画の認定を受けた事業に対する補助については、なお従前の例による。ただし、当該認定を受けた事業計画に基づき事業が実施されない場合は、この限りでない。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後のさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る商店街活性化推進事業補助金の

交付について適用し、同日前の申請に係る商店街活性化推進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前のさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により事業計画の認定を受けた事業に対する補助については、なお従前の例による。ただし、当該認定を受けた事業計画に基づき事業が実施されない場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前のさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により事業計画の認定を受けた事業に対する補助については、なお従前の例による。ただし、当該認定を受けた事業計画に基づき事業が実施されない場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係） 補助対象経費

経費区分	具体例	可否
消耗品費	消耗品、装飾品、装飾材料、教材、資料等	○
	景品、記念品、賞品、食材等	—
委託料	会場設営委託、会場警備委託等	○
	デザイン製作委託等	○
	人材派遣委託等	○
報償費	講演料、出演料等	○
印刷製本費	印刷費、資料製本費等	○
使用料及び賃借料	会場借上料、設備賃借料等	○
	車両借上料等	○
役務費	イベント保険料等	○
	広告料等	○
	手数料等	○
	郵送料等	○
備品購入費	各種機材購入費等	—
旅費	交通費、宿泊費等	—
食糧費	賄費、弁当代、茶菓子代等	—
燃料費	ストーブの灯油代、発電機のガソリン代等	○
光熱水費	電気料等	○

備考

- 1 報償費のうち、講演料については1事業当たり5万円を補助限度額とし、出演料については、1事業当たり10万円を補助限度額とする。
- 2 委託料のうち、人材派遣委託については1事業につき20万円を補助限度額とする。
- 3 商店会の構成員に支払う場合、構成員の生業における事業活動本来の対価として発生する経費を限度とする。
- 4 補助対象事業の実施に必要な物品購入、業務委託等を行う場合は、市内業者を活用するよう努めることとする。